

## 裁判官はもう要らない？

裁判員裁判は、国民の司法参加により市民が持つ日常感覚や世間常識を裁判に反映させるとともに、司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上を図ることを目的として、2009年(平成21年)5月21日に施行され、同年8月3日に東京地方裁判所で最初の公判が行われた。また裁判員制度が適用される事件は、[地方裁判所で行われる刑事裁判\(第一審\)のうち殺人罪、傷害致死罪、強盗致死傷罪、現住建造物等放火犯罪、身代金目的誘拐罪など、一定の重大な犯罪についての裁判においてである。](#)こういった犯罪は我々国民にとって最も重大であり、また関心も高いためであるが、この一審の裁判員裁判の判決が、二審以降で覆された例が既に数例ある。中でも小生にとって誠に不可解なのは、2013年10月8日の読売新聞の記事でも報じられた『[千葉大生殺人事件](#)』の判決である。この事件の堅山被告はそれ以前にも、強盗致傷事件で懲役7年の判決を受け、02年に服役したが、09年に出所してから3か月足らずの間に、強盗殺人事件のほか、強盗致傷や強盗強姦などの事件を繰り返し、[裁判員裁判では「反社会性は顕著で根深く、1人殺害でも死刑が相当」と判断していた。ところが最高裁では一審死刑判決を破棄して無期懲役を言い渡したのである。](#)何故だろうか。

★ ★ ★ ★ ★

実は日本の刑事裁判においては、刑罰として死刑を適用する際の判断基準として、『[永山基準](#)』というものがある。この基準とは(1)犯罪の性質、(2)動機、計画性など、(3)犯行態様、執拗さ・残虐性など、(4)結果の重大さ、特に殺害被害者数、(5)遺族の被害感情、(6)社会的影響、(7)犯人の年齢、犯行時に未成年など、(8)前科、(9)犯行後の情状の9項目を挙げ、これらを考慮し、刑事責任が極めて重大で、かつ犯罪予防などの観点から、やむを得ない場合には、死刑の選択も許されるとした。とくに(4)においては殺害された被害者の数が複数であることを重視し、この基準が、以降の死刑判決の適用に広く影響を与えているのである。『[永山基準](#)』においては具体的な殺害被害者数が示されているわけではなく、必ずしも他の判決に波及する判例ということではないが、[極刑以外に選択の余地がないときにだけ「やむを得ず」死刑が適用されるという姿勢であった。](#)

★ ★ ★ ★ ★

ところでこの『[永山事件](#)』は1968年に起こった連続殺人事件である。その29年後の1997年に神戸市で起こった当時14歳だった少年Aによる『[酒鬼薔薇聖斗の幼児殺害事件](#)』とともに、当時は世間を震撼させた事件であった。永山則夫は両親から育児放棄をされて19歳になったとき、横浜のアメリカ海軍基地から盗んだ拳銃で、1968年10月から11月にかけて、4人を殺害し、拳銃を隠して新宿歌舞伎町界隈のマンモスバーやジャズ喫茶で働きながら潜伏し、1969年4月にこの拳銃を持って千駄ヶ谷

の専門学校「一橋スクール・オブ・ビジネス」に金銭目的で侵入した所を、機械警備の警報で駆けつけた日本警備保障(現・セコム)のガードマンに発見されるが、発砲してガードマンがひるんだ隙に逃走。数時間後、警戒中の代々木警察署のパトカーに発見されて逮捕された事件である。

★ ★ ★ ★ ★

しかしどういふわけか永山基準は多くの殺人事件で判例として適用され、今までにこの基準が守られなかったことは数例しかなく、2人以上、殺害しない場合は死刑を免れるという基準が成立されてしまった。しかし小生はこうした現在の裁判制度には、大いに不満がある。2014年10月15日午後10時10分頃、入間市豊岡に住む女子大生が、自宅にたどり着く数十メートル手前で、元大学生の無職沼田雄介被告(21)にコンバットナイフで30箇所以上を刺されて殺害される事件があった。被告はその後自首したものの、その殺害動機は「受験や進学等の学業面で、失敗を繰り返す自分に嫌気がさし、無関係の人1人を殺害して20年間くらい、刑務所に入って人生をリセットしようと考えた」と自供した。この動機は極めて身勝手に生命軽視も甚だしく、世間からの厳しい非難に値する行為であった。しかも驚くべきは、被告は、人1人殺した所で20年程度の刑と判断し、いわば永山基準を参考にしていた点である。永山基準は最近では確かに、基準としての役割を失いつつあるものの、まだ法曹界にも、そして沼田被告が犯行動機として語るように、世間でも歴然と腐臭を放っている。

★ ★ ★ ★ ★

小生はこうした、法曹界の判例重視が続くなら、裁判官も判事も弁護士も近々不要になるのではないかと考えている。というより不要にすべきだと考えている。現在Googleが開発したソフトは囲碁のプロも、かなわないほどに進化している。つまりかつての『手』をコンピュータに大量に入力しておけば、コンピュータはその『手』を詳細に分析、計算をして、新たな『一手』を打って来るからである。裁判も同様である。判決はかつての判例にならって、裁判官によって下される。裁判員裁判で人間の庶民感情を盛り込んで決めた判決ですら、高等裁判所などで覆されるとするなら、その理由はどこにあるのだろうか。罪を憎んで人を憎まずは、理想であって現実とはほど遠い。かつての膨大な判例も庶民感情も、それもこれも含めて、コンピュータに入力し、判断させた方が余程確かなように見える。腰抜け裁判官よ職を去れ!!といたいわけである。確かに永山被告のように逮捕時には識字能力も乏しかった人間が獄中で独学し、かつ1983年には小説「木橋」で第19回新日本文学賞を受賞するなど創作活動を通して自己の行動を振り返った例もある。だが、どうあがいた所で、4人の被害者の命は戻らないばかりか、家族の悲しみは癒されない。

★ ★ ★ ★ ★

永山被告は未成年であったこともあって、審理には10年を費やし、1979年に

一審の東京地方裁判所で死刑判決を受けたが、東京高等裁判所での控訴審では、心境の変化、家庭環境・生育状況が劣悪であった事、獄中で配偶者を得たこと等を酌量し、さらに犯行時未成年であったことが減刑の理由とされ、その更生を期して1981年に無期懲役に減刑された。未成年という境界も小生には納得しがたい。

しかし検察側は上告し、最高裁判所は1983年に控訴審判決を破棄して事件を東京高裁に差し戻した。1987年の東京高裁(第二次)と1990年の最高裁(第二次)は「永山が極貧の家庭で出生・成育し、両親から育児を放棄され、両親の愛情を受けられず、自尊感情を形成できず、人生の希望を持たず、学校教育を受けず、識字能力を獲得できていなかったなどの、家庭環境の劣悪性は確かに同情・考慮に値するが、同じ条件下で育った他の兄たちは概ね普通の市民生活を送っており、また上京から3年以上社会生活を送った後に保護観察措置を自ら拒否して逃避した末に連続殺人の犯行を犯していることから、生育環境の劣悪性は4人連続殺人を犯した決定的な原因とは認定できない」と判断して、死刑判決が確定した(Wikipediaより引用)。

★ ★ ★ ★ ★

日本の殺人事件等の重要事件の判決プロセスを見ると、被害者の人権や家族の悲しみは無視され、犯人の人権や、育った生い立ちや環境が異常に重要視されているように見える。マスコミが怖いからだろうか。孤高の裁判官は何を考えているのか分からないケースも目立つ。だから入間市で起こった殺人事件のような、悲劇が起こる原因になっているように見える。何の罪もない人間を、犯人の欲望を満たすために殺害するようなことがあってはならない。殺人者はのうのうと監獄で暮らし、被害者の家族は、残された人生の日々を、悶々と死ぬまで負い続けなければならないというのは、人間すべて平等であるはずの論理からも、外れているように見える。この事例は現行の裁判の不公平感のみをクローズアップしているように見えてならない。救刑も無期懲役であり、一審判決も無期懲役であったが、小生はそれでは亡くなった佐藤静香さんも被害者のご家族も救われることはないだろうと思う。検察までも、永山基準に引きずられている気がしてならない。そしてこういう法曹界の世間知らずを是正するために、裁判員裁判の制度が生まれたことを、けっして忘れてはならないだろう。

★ ★ ★ ★ ★

2015年夏休みの最中に大阪府寝屋川市で起こった二人の中学生が殺害された事件にしても、犯人は今までも何度か重大な犯罪を犯している。大きな罪を犯す者は、命に対する概念に欠陥があるように見える。少年A酒鬼薔薇聖斗も猫を殺すことに快感を得たという。動物の命を粗末にするものは人間の命に対しても軽んずる傾向がある。昨今のニュースでも動物の残酷な死骸に対して報道される。これは残虐犯の存在を予告している。犯罪は必ず社会の中で起こる。犯罪を起こすのも、そして犯罪を防ぐのも、我々のこの平和な社会であることを忘れてはならないのだろう。